

No.	実施要領項目	質問	回答
1	交付対象者	令和7年12月31日以前までは事業運営を休止しており、令和8年1月1日に事業運営を再開した場合は、交付対象となるか。	交付対象となりますが、その場合の単価は以下のとおりとなります。 入所系 I 15,300円/定員 入所系 II 24,300円/定員 通所系 III (食事提供有) ... 211,500円/事業所 通所系 IV (食事提供無) ... 41,200円/事業所 訪問系 V 2,000円/事業所 その他、開設日又は再開日によって単価が異なりますので、詳細は実施要領別表2をご確認ください。
2	交付対象者	令和8年1月1日の時点では事業運営していたが、令和8年1月2日から令和8年1月31日まで、事業所側の都合で事業運営を休止していた。 その後、申請日前の令和8年2月1日に事業運営を再開した場合は、交付対象となるか。	交付対象となりません。
3	交付対象者	令和8年1月1日の時点では事業運営していたが、令和8年1月5日から2週間、従事者に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生したため、新型コロナの感染症拡大防止のため、自主休業していた。 この場合は、交付対象となるか。	交付対象となります。 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等により患した利用者或いは従事者等が発生したため、感染拡大防止の観点から、事業所（法人）の判断で一定期間（概ね1か月末満）休業した場合であっても、交付対象とします。 ただし、感染症の影響により利用者が減った、感染を恐れて事業所を休業しているといった理由の場合は交付対象外となります。 ※新型コロナウイルス感染症のり患の有無は、各事業所が介護保険課に提出している「陽性発生報告書」で判断します。
4	交付対象者	令和8年1月1日の時点ではA法人のサービス事業所として事業運営していたが、令和8年2月1日で事業譲渡があり、運営がB法人となった場合は、交付対象となるか。	交付対象となります。 この場合の申請は、申請日時点の法人で行っていただきます。
5	交付対象者	令和8年1月2日以降開設の事業所は交付対象となるか。	交付対象となりません。
6	交付対象者	一の事業所（同一建物、同一敷地内）で、例えば介護老人保健施設（100床）と通所リハビリテーション（食事提供有）を運営している場合、それぞれ交付対象となるのか。	それぞれ交付対象となります。 左記質問の場合、入所系Iが1施設（100床）、通所系Iが1事業所となりますので、支援金の総額は3,493,000円（3,070,000円+423,000円）となります。 ※令和7年10月1日以前開設かつ休止なしの場合の単価
7	交付対象者	一の事業所（同一建物、同一敷地内）で、通所介護と通所型相当サービスを運営している場合（どちらも食事提供有）、それぞれ交付対象となるのか。	相当サービスは交付対象となりません。 左記質問の場合、通所系III（食事提供有）が1事業所となり、支援金は423,000円となります。 ※令和7年10月1日以前開設かつ休止なしの場合の単価
8	交付対象者	一の事業所（同一建物、同一敷地内）で、通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションを運営している場合（どちらも食事提供有）、それぞれ交付対象となるのか。	介護予防サービスは交付対象となりません。 左記質問の場合、通所系III（食事提供有）が1事業所となり、支援金は423,000円となります。 ※令和7年10月1日以前開設かつ休止なしの場合の単価
9	交付対象者	一の事業所（同一建物、同一敷地内）で、介護分野とそれ以外の分野のサービス事業を行っているが、それぞれ交付対象となるのか。	介護保険課所管の事業所については、交付対象となりますが、それ以外の課が所管する事業所につきましては、それぞれの課へお問い合わせください。
10	交付対象者	有料老人ホームを運営しているが、介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定も同時に受けている。この場合の支援金の交付はどうになるのか。	入所系IIの場合は、施設の定員（床数）に応じて、定員1人あたり48,700円を交付することとなります。 例えば、100床定員の場合は、48,700円×100床=4,870,000円が交付されることとなります。 ※100床のうち、全床が有料老人ホームであるか、特定施設入居者生活介護であるかは問いません。20床が有料、80床が特定であったとしても、100床として算定します。 ※定員に関しては、介護保険課への指定、届出の際に提出している人数で申請願います。当課に届け出ている定員数をもって判断します。 ※令和7年10月1日以前開設かつ休止なしの場合の単価
11	交付対象者	令和8年1月1日から、利用者負担を増加したが、本支援金を活用するため、申請日前までの増加分を利用者に返還する予定である。 この場合、支援金申請にあたって挙証資料を提出する必要はあるか。	申請にあたって、増加分を返還した挙証資料を提出いただく必要はございません。 ただし、必要に応じ（例えば、利用者から負担増の返還がないにもかかわらず、法人側が支援金を受領しているといった訴えがあった場合）、介護保険課から挙証資料の提示を求めることとなりますので、各法人（事業者）におかれましては、遺漏のないようお願いします。 なお、介護保険課からの求めに対し、挙証資料の提示等ができない場合、実施要領8の「交付決定の取り消し及び支援金の返還」に該当する可能性がありますので、ご注意願います。

No.	実施要領項目	質問	回答
12	交付対象者	令和8年3月31日まで、事業運営を廃止、休止する予定はないが、万が一、廃止・休止となった場合はどうなるのか。	原則、実施要領8「交付決定の取り消し及び支援金の返還」に基づき、返還いただることとなります。ただし、実施要領2－(3)にも記載のとおり、法人側の都合ではなく、やむを得ない事情がある場合なども想定されますので、実施要領8の適用に関しては、その都度、諸事情を聴取のうえ判断することとなります。
13	交付対象者	各法人が受領した支援金に関し、各事業所への振り分け、対象経費への充当はどうのに行うのか。 また、各事業所へ振り分けたことの挙証資料を提出する必要はあるか。	各事業所等への振り込みに関しては、各法人の方法によりご対応願います。 その際、振り込む支援金の額については、実施要領で定める額としてください。 例えば、入所系Ⅱを1施設（100床）及び通所系Ⅳ（食事提供有）を1事業所運営し、合計5,293,000円の支援金の交付を受けた法人が、それぞれの事業所等に対し2,646,500円ずつ振り込むような対応はできません。実施要領で定めるところ、入所系Ⅱには4,870,000円、通所系Ⅳ（食事提供有）には423,000円を振り込むよう、ご対応ください。 なお、挙証資料の提出は求めませんが、こちらも介護保険課からの求めに対し、確認することができなかつた場合は、返還対象となる可能性がありますので、ご注意願います。 ※令和7年10月1日以前開設かつ休止なしの場合の単価
14	支援金の額等	支援金の交付は、1法人につき1回限りとしているが、申請手続きも1度限りということか。	お見込みのとおりです。 本支援金は、短期間で申請した全ての事業所等に交付するため、「1法人につき1回限り」としております。 例えば、市内で複数の通所系サービスを運営する法人の場合、その全ての事業所の支援金額を取りまとめていただくこととなります。 そのほか、市内で複数のサービス付き高齢者向け住宅と通所介護事業所を運営している法人の場合など、それぞれの根拠法に関わらず取りまとめていただき、申請いただることとなります。 なお、取りまとめの内容（記載）に関しましては、別添記入例の事業所一覧（別紙1）を参照の上、ご対応願います。
15	支援金の額等	支援金の交付は、1法人につき1回限りとしているが、申請にあたり、例えば、1事業所の記載を失念した場合、後から追加申請することは可能か。	1法人につき1回限りの交付としているため、既に交付決定により支援金が交付されている場合の追加申請は不可とします。 なお、申請したのち失念に気づいた場合、支援金の交付を受ける前であれば、一度ご提出いただいた申請書を取り下げてから、改めて申請書を提出することは可とします。 各法人におかれましては、申請の際に記載漏れが無いよう十分ご注意願います。 なお、介護保険課では、事業所の記載漏れの確認は行いません。あくまでも申請書に記載されている内容の確認のみ（申請者は適当か、振込先と申請者は同一か、同一でない場合、委任状は正しいか、金額は正しいか、指定等を受けていない事業所名が記載されていないか、介護予防の事業が記載されていないか、定員数に乖離がないかなど）となりますので、あらかじめご了承願います。
16	支援金の額等	入所系サービスにおける定員数の考え方について、当施設では、特別養護老人ホーム100床、短期入所生活介護20床の合計120床となっている。 この場合の支援金の申請額は、30,700円×120床ですか。	短期入所生活介護のサービス提供部分（施設）が、併設型であるか、（特養）空床利用であるかで異なります。 ●併設型の場合 短期入所生活介護が、併設型の施設である場合は、左記質問のとおり、30,700円×120床となり、3,684,000円の支援金となります。 ●空床利用の場合 一方、短期入所生活介護が、特別養護老人ホームの空床利用の場合は、特別養護老人ホームの100床のうち、20床を短期入所生活介護として利用しているため、あくまでも床数は100床となることから、30,700円×100床として、3,070,000円の支援金となります。 ※令和7年10月1日以前開設かつ休止なしの場合の単価 ※介護老人保健施設と短期入所療養介護の場合も同様です。 ※類似QA No.10参照。
17	支援金の額等	令和7年9月30日付で実施の「令和7年度越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金」の交付を受けた場合は金額は減額されるのか。	当該補助金を受領した金額分が減額となります。 その場合は、別紙1の「⑦前回給付額」欄に、交付された金額を記入してください。

No.	実施要領項目	質問	回答
18	交付申請	交付申請の方法はどのようにするのか。	介護保険課宛への電子申請、直接窓口へ持参又は郵送の3通りとなります（窓口の受付時間は8：30～17：15、郵送の場合は令和8年2月27日必着）。 なお、申請者と口座名義人が異なる場合は、様式第1号の委任状欄への記載と押印が必要になります。そのため、この場合は、必ず、直接窓口へ持参いただくか、郵送となりますので、ご注意願います。（電子申請不可）
19	交付申請	交付申請のうち、支援金が交付されるまでの流れはどのようなものか。	<p>●交付申請書を介護保険課へ持参または郵送した場合</p> <p>交付申請書を持参又は郵送で介護保険課へ提出（法人） ↓ 申請内容を確認後、受理（介護保険課） ↓ 交付決定通知書兼交付額確定通知書の交付（介護保険課） ↓ 口座振込み手続き（介護保険課） ↓ 支援金交付、対象経費へ充当（法人）</p> <p>●交付申請書を電子申請で提出した場合</p> <p>交付申請書を電子申請で提出（法人） ↓ 受領した旨、法人宛にメール送信（介護保険課） ↓ 申請内容を確認後、受理（介護保険課） ↓ 交付決定通知書兼交付額確定通知書の交付（介護保険課） ↓ 口座振込み手続き（介護保険課） ↓ 支援金交付、対象経費へ充当（法人）</p> <p>※電子申請に関しては、受付漏れを防ぐため、申請受付後3日以内（土・日・祝日を除く）に、電子申請時に登録されたメールアドレス宛に返信します。 各法人におかれましては、電子申請後、3日以内に当該返信がない場合は、必ず介護保険課まで受付の有無を確認するようお願いします。</p>
20	交付申請	法人名で申請を行うが、支援金を、運営しているいざれかの事業所の口座へ振り込むことは可能か。	可能です。 なお、この場合の交付申請書は、様式第1号の委任状欄への記載と押印が必要となりますので、必ず、直接窓口へ持参いただくか、郵送となりますので、ご注意願います。（電子申請不可）
21	交付申請	A社会福祉法人の理事長〇〇〇〇が、B事業所の施設長を兼ねている。 振込口座の名義が「B事業所 施設長 〇〇〇〇」（肩書きが異なる）であった場合、委任状は必要か。	委任状を必要とします。 氏名が同じであっても、肩書きが異なる場合は、委任状の提出をお願いします。
22	交付申請	申請は、法人単位で行うが、振込に関して、委任状を添付すれば、複数に振り込むことは可能か。 例えば、A法人が、B通所介護とC有料老人ホームを事業運営している場合、B、Cの委任状を添付していれば、それぞれの事業所等に振り込んでもらえるのか。	複数口座への振り込みはできません。 当該支援金は、多数の申請者に、できる限り速やかに振り込み手続きを行うため、一つの申請に対し、一つの口座への振り込みとします。 左記質問に関しては、A法人の口座に振り込むか、若しくは（委任状を添付の上）B、Cのいざれかの口座に振り込むかの対応となります。 振り込まれた後の対応につきましては、No.13をご参照願います。
23	交付申請	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型の定員の考え方 は、施設を利用することができる登録者の数か、それとも実際に施設に宿泊することができる宿泊者の数か。	該当施設において、一度に宿泊させることができる宿泊者の数（※宿泊させるための設備〔居室〕の数と同数）を定員数とします。
24	交付申請	食事提供の有無が分かる書類とはどういったものか。	運営規程もしくは重要事項説明書をご提出ください。
25	申請期間	令和8年2月28日以降に申請したものは、交付対象となるか。	交付対象となりません。
26	交付決定等	支援金は、申請後、どのくらいの日数で交付（振り込み）されるのか。	支援金の交付は、介護保険課で申請書を受け付けたのち、その内容を確認し、適当であるとして受理した日から概ね30日以内に振り込む予定です。 各法人が申請した日（付）から30日以内ではありませんので、お間違いのないように願います。

No.	実施要領項目	質問	回答
27	実績報告	実績報告は提出しなくてよいのか。	実績報告書の提出は不要です。 ただし、関係書類等に関しては、補助金規則第22条の規定により、事業完了年度の属する年度の翌会計年度から5年間保存しなければなりません。 この間、介護保険課から必要に応じて挙証資料の確認等を行う場合もございますので、各法人において関係書類を適切に保管いただきますよう、お願いします。